

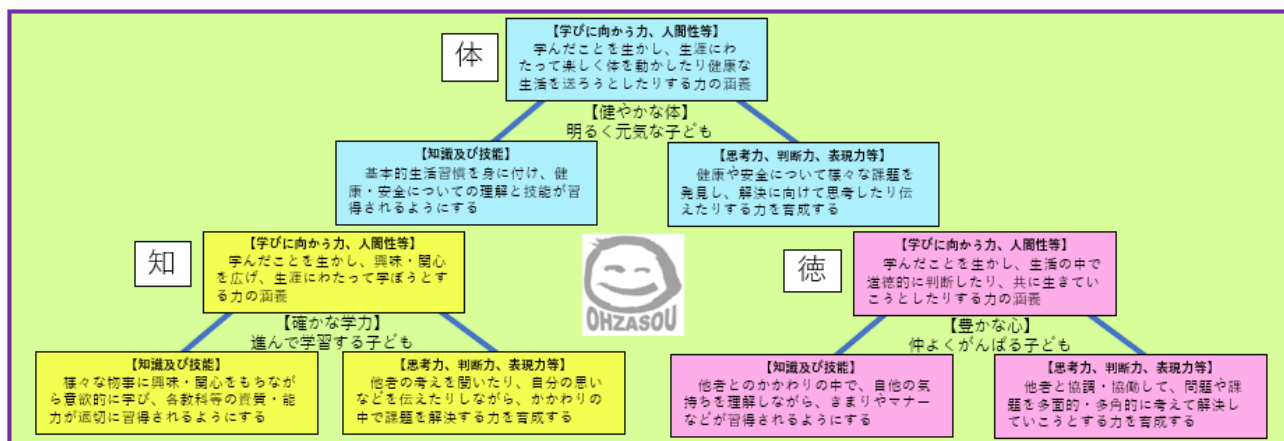
I 学校教育目標

1 教育目標

児童生徒一人一人の自立と社会参加を目指し、たくましい生活力と心豊かな人間の育成を図る。

- ◎ 明るく元気な子ども
- ◎ 進んで学習する子ども
- ◎ 仲よくがんばる子ども

<大笹生支援学校で育成を目指す資質・能力>



【健やかな体】

- 基本的な生活習慣を身に付け、健康・安全についての理解と技能が習得されるようにする。（知識及び技能）
- 健康や安全について様々な課題を発見し、解決に向けて思考したり伝えたりする力を育成する。（思考力、判断力、表現力等）
- 学んだことを生かし、生涯にわたって楽しく体を動かしたり健康な生活を送ろうとしたりする力の涵養。（学びに向かう力、人間性等）

【確かな学力】

- 様々な物事に興味・関心をもちながら意欲的に学び、各教科等の資質・能力が適切に習得されるようにする。（知識及び技能）
- 他者の考えを聞いたり、自分の思いなどを伝えたりしながら、かかわりの中で課題を解決する力を育成する。（思考力、判断力、表現力等）
- 学んだことを生かし、興味・関心を広げ、生涯にわたって学ぼうとする力の涵養。（学びに向かう力、人間性等）

【豊かな心】

- 他者とのかかわりの中で、自他の気持ちを理解しながら、きまりやマナーなどが習得されるようにする。（知識及び技能）
- 他者と協調・協働して、問題や課題を多面的・多角的に考えて解決していくようとする力を育成する。（思考力、判断力、表現力等）
- 学んだことを生かし、生活の中で道徳的に判断したり、共に生きていくようとする力の涵養。（学びに向かう力、人間性等）

2 重点目標

一人一人の可能性や個性を伸ばし、キャリア発達の視点をもちながら授業を実践し、児童生徒の自立と社会参加に必要な資質・能力の育成を目指す。
～「自立活動」「資質・能力の育成」「キャリア教育」「地域との連携・協働」を踏まえて、各学部の課題や強みを生かした実践と研修を行う～

II 小学部

1 学部目標

- 元気な児童の育成
- 楽しく学習する児童の育成
- 仲よく遊ぶ児童の育成

2 教育課程編成上の方針

(1) 教育課程編成の基本方針

- ア 法令及び学習指導要領を基準として、人間として調和のとれた児童の育成を目指し、児童一人一人の障がいの状態及び発達の段階や特性並びに地域や学校の実態を考慮し、「生きる力」を育む適切な教育課程を編成する。
- イ 児童の深い学びを実現するための授業改善を通し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、自ら学び自ら考える力の育成と児童それぞれの個性や特性が生かせるような弾力的な教育課程の編成に努める。
- ウ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、児童が地域社会の中で資質・能力を育むことができるよう、系統的な校外学習を実施するとともに、家庭及び地域社会との連携を深め、障がいの正しい理解と認識が得られるようにする。好ましい人間関係と社会性を育てるために、地域や児童の居住地の小学校との交流及び共同学習を計画的に実施する。加えて「太陽祭」や授業公開等を設定し、家庭や地域とのふれあいが図れるような教育課程を編成する。
- エ 障がいの重度・重複化、多様化に対応するために、教育課程を通常の学級、重複障がい学級A、重複障がい学級B、重複障がい学級C、訪問学級A、訪問教育Bの6つに分けて編成する。なお、重複障がい学級B、重複障がい学級Cは肢体不自由を併せ有する児童を対象とする。
- オ 肢体不自由の障がい特性による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする教育活動が展開できるよう教育課程を編成する。
- カ 家庭及び就学前の関係機関との連携を図り、一貫性のある段階的な指導ができるように配慮する。
- キ 児童の発達の段階を考慮し、一人一人の特性に応じてICT環境を整え、情報機器の基本的な操作に慣れながら、教科等横断的に情報活用能力（ルール・マナー、プログラミング的思考）等の学習の基盤となる資質・能力を育成することができるよう教育課程を編成する。
- ク キャリア教育の視点を踏まえ、キャリア教育全体推進計画に基づき、人とのやりとりや関わりを基盤としながら児童一人一人が主体的に取り組めるような教育活動が展開できるよう教育課程を編成する。

(2) 学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の取扱い

- ア 日常生活における基本的生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、他者とのかかわる中で人間関係を育てるとともに、安全面に配慮しながら自然体験活動などの豊かな体験を通して内面に根ざした道德的心情の育成を図る。
- イ 実施に当たっては、重複障がい学級においては、各教科及び各教科等を合わせた指導等で道德教育の目標を達成するように努める。通常の学級においては、特別の教科である道德（以下「道德科」という。）の時間の指導を要しつつ、学校教育全体で道德教育の目標を達成するよう努める。
- ウ 内容の指導に当たっては、個々の児童の知的障がいの状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、年間指導計画及び個別の指導計画の中に位置付けて行うようにする。
- エ 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、道德科の目標に関連させながら、道德的判断力、道德的心情、道德的实践意欲と態度の育成に努める。

(3) 学校の教育活動全体を通じて行う体育・健康の取扱い

- ア 生活リズムの安定を図りながら、日常生活に必要な基本の動きを発達の段階に応じて培い、体力の向上及び安全に関する知識の理解や、健康の保持増進を図るために、教育活動全体を通じて体育・健康に関する活動を積極的に行えるようにする。
- イ 防災教育については、各教科や特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導などとの調整を図り、防災教育に関する事項を学校安全計画や各種指導計画に位置付け、学校の教育活動全体を通じて指導する。
- ウ 性に関する指導については、児童の実態を踏まえ、性に関する教育の全体計画に基づき、体育や各教科等を合わせた指導、自立活動と関連させながら個に応じて段階的に指導する。
- エ 食育の推進については、肥満傾向の児童の増加による健康課題の対応や健康的な食習慣の基礎が培われるよう全体計画に基づいて、各教科等を合わせた指導、自立活動及び学校給食等の中で適切に指導を行う。
- オ がん教育については、がんについて正しい知識をもち、がんについて学ぶことを通して、主として自分の健康や命の大切さに触れながら学ぶことができるように指導する。

(4) 学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の取扱い

- ア 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、個々の障がいの状態や発達の段階に応じ、個別の指導計画を基にした具体的目標を設定し、学校の教育活動全体を通じて適切に指導する。
- イ 自立活動の時間における指導を要とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って指導を行う。
- ウ 摂食指導を必要とする児童については、医師等の専門的な知識を有する者や保護者との連携を図り、指導の充実に努める。
- エ 医療的ケアを必要とする児童の「健康の保持」の内容については、看護師等の専門的な知識・技能を有する者と連携して、具体的な配慮をしながら指導を行う。

(5) 重複障がい者等に関する教育課程の取扱い

- ア 障がいの状態により特に必要がある場合
 - ・ 障がいの状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動の指導を行うよう教育課程を編成する。
- イ 訪問教育の場合
 - ・ 障がいのため、通学して教育を受けることが困難な児童については、教員を家庭に派遣し自立活動を主とした教育課程を編成する。
 - ・ 障がいのため通学して教育を受けることが困難な児童のうち、各教科の学習が可能な児童については、その障がいの状態及び程度を考慮して、国語、算数、道徳科、特別活動、自立活動で編成し、教員を家庭に派遣して指導を行う。

(6) 学校の教育活動全体を通じて行う人権教育の取扱い

- ア 児童の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階、学校や地域の実態などを踏まえ、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動のそれぞれの特質に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めることができる指導を行う。
- イ 生活、国語、道徳科、特別活動を中心としながら、児童が自分自身や友達のことをよりよく知り、思い合ったり助け合ったりすることの意味など人権尊重の基礎を理解できるように指導する。
- ウ 学んだことを生かして自分や友達のためなど、日常生活の中で、人権を尊重して行動しようとする意識を高めることができるように指導する。
- エ 児童が様々な人を思い合って行動できるコミュニケーション技能などを身に付け、協力的に活動することができるように指導する。

(7) 当該年度に改善又は努力する事項

個別の指導計画や年間指導計画を活用して、児童一人一人の自立と社会参加に必要な力を明確にし、自立活動と各教科等を関連させ、教科等横断的に資質・能力を育む視点をもちながら授業の改善を図り、児童が身に付けた資質・能力を活用・発揮して他者や事物と関わったり考えや思いをもって主体

的に行動したりする力を育成する。

(8) その他必要な事項

ア 学校教育法施行規則に規定されている教育課程の取扱い及び重複障がい者等に関する教育課程の取扱いに該当する事項の編成方針

- ・ 通常の学級および重複障がい学級Aにおいては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」で編成する。
- ・ 重複障がい学級Bおよび重複障がい学級Cにおいては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」で編成する。また、各教科の目標及び内容に関する事項の一部に替えて自立活動の指導を実施する。
- ・ 訪問学級Aにおいては、国語、算数、道徳科、特別活動、自立活動で編成する。また、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動の指導を実施する。
- ・ 訪問学級Bにおいては、道徳科、特別活動、自立活動で編成する。また、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動を主とした指導を実施する。

イ 本県における放射線教育の重要性を踏まえ、放射線等の基礎的な理解や健康で安全な生活を送ろうとする意欲と態度を育てるために、文部科学省の副読本及び福島県教育委員会の指導資料等を参考にしつつ児童の実態に即した教材の工夫をし、学校全体で組織的、計画的に取り組むようにする。

ウ その他

- ・ 6月28日（土）に授業参観を実施し6月30日（月）を振替休業日とする。
- ・ 10月18日（土）に太陽祭を実施し、10月20日（月）を振替休業日とする。
- ・ 11月7日（金）に宮城県仙台市方面に6学年の修学旅行を実施する。
- ・ 3月4日（水）は、高等部前期入学者選抜実施日のため、休業日とする。

3 授業日数及び授業時数

(1) 年間授業日数（訪問学級は除く）

学年 学期	第1学年	第2～5学年	第6学年	備 考
第1学期	72日	72日	72日	
第2学期	82日	82日	82日	
第3学期	48日	48日	43日	3／13卒業式のため
計	202日	202日	197日	

(2) 年間授業時数（別表）

(3) 1単位時間 45分

- ・ 1単位時間については、児童の学習ペース、活動内容等を考慮して弾力的に扱う。
- ・ 3学年については給食前10分、4～6学年については給食前20分を給食の配膳などの食事前の準備の指導を行うため、下校前25分を身の回りの整理や帰りの会等の指導を行うために、「日常生活の指導」として帯状に設定する。なお、これらの帯状の指導については、各教科等の年間指導計画の中に育成を目指す資質・能力と指導内容を明確に示して指導を行う。

4 教育課程実施上の方針

学部目標の達成を目指して、資質・能力の三つの柱を踏まえながら教科等横断的な視点に立った「大笹生支援学校で育成を目指す資質・能力」の実現に努める。具体的な指導を行うため、教科等横断的な視点に立った資質・能力を年間指導計画に明記して取り組む。

- ・ 言葉や様々な手段を用いて気持ちを伝えたり、受け止めたり、聞いて行動につなげたりし、人とのやりとり、思考・判断・表現、行動の調整などを行う基礎となる言語能力の育成を図る。
- ・ 集団生活における教師との関わり合いや子ども同士の協働的な学び合い、社会資源を活用した実際の活動を通して、他者や社会に積極的に働きかけようとする基本的な力や態度といった人間関係形成・社会

形成能力の育成を図る。

- ・ 生活上のテーマをもとに課題を理解し、自ら考えたり、試したり、学んだことを生かしたりしながら物事に向き合い、自分なりに課題解決していく問題発見・解決能力の育成を図る。
- ・ 学ぶことや自分ができるようになったことに喜びを味わったり、心身の自己調整をしながら自己を健康・安全に保ったり、時刻や活動に応じて気持ちを切り替えて行動したりしながら、前向きな気持ちで生活していく自己理解・自己管理能力の育成を図る。
- ・ 課題解決にあたって主体的に情報やICTをはじめとする情報手段を選択して活用したり、情報手段の適切かつ効果的な使い方やマナー、プログラミング的思考などを身に付けたりする情報活用能力の育成を図る。

また、福島県第7次総合教育計画「学びの変革推進プラン」に基づき、以下の個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びの中で学習活動の充実を図り、児童一人一人の自立と社会参加に向けて「大笹生支援学校で育成を目指す資質・能力」を実現することができるようにする。

- ・ 個別の指導計画や「学びの履歴シート」に基づいた、児童一人一人の実態に応じた目標や学習内容の設定、見通しのもてる学習環境、特性や学習到達度に対応できる指導体制の工夫といった「指導の個別化」や、児童の興味関心に基づいた学習活動の設定やICTをはじめとする教材教具の活用といった「学習の個性化」による、「個別最適化された学び」の実現を目指す。
- ・ 児童同士が同じ目標に向かって協力したり、やりとりしたりする学習活動や、学校、地域における様々な他者との関わり合いにおいて、教師の働きかけを通して、友達の行っている活動や、友達の思い、考え、工夫に気付くことができる「協働的な学び」の実現を目指す。
- ・ 興味をもって主体的に取り組める学習活動や、地域での体験的な学習活動において、自ら課題を見付け、ICTや書籍を活用して調べたり、友達と協働したりするなど試行錯誤しながら課題を解決していく「探究的な学び」の実現を目指す。

○ 通常の学級における教育課程実施上の方針

(1) 各教科

学校教育法施行規則第126条第2項を踏まえ、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育を取り扱う。ただし、国語、算数、音楽、体育については、一部を合わせて指導を行う。また、生活、図画工作については、全部を合わせて指導を行う。

系統的な指導を行うため、1学年から6学年においては、国語、算数、音楽、体育の教科別の指導を設定し、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習との関連の基に、実際の生活に役立てられるように指導を行う。

・ 生活

具体的な活動や体験を通して、生活に必要な習慣や技能を身に付け（知識及び技能）、自分自身や身の回りの生活のことや身近な人々、社会及び自然と自分との関わりに気付き、感じたことを表現し（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 国語

日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、身近な教師や友達の話を聞いたり、自分の思いを言葉や文字などで表したりしながら伝え合う力を養い（思考力、判断力、表現力等）、学習や生活に自ら活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 算数

日常生活に必要な数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き理解し、日常の事象を数量や図形に着目して処理する技能を身に付け（知識及び技能）、数学的な表現を用いて事象を表し（思考力、判断力、表現力等）、学習や生活に自ら活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 音楽

音や音楽に合わせた身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりに必要な技能を身につけ（知識及び技能）、

感じたことを表現したり、音や音楽の楽しさを味わって聴いたりしながら（思考力、判断力、表現力等）、身の回りの様々な音楽に親しむ態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 図画工作

形や色などの造形的な視点に気づき、表したいことに合わせて材料や用具を使い（知識及び技能）、表したいことや表し方などについて考え、発想や構想をし（思考力、判断力、表現力等）、進んで表現や鑑賞の活動に取り組み、つくりだす喜びを味わう態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 体育

基本的な運動の行い方や身近な生活における健康について知るとともに（知識及び技能）、感じたことを表現したり、気付いたことを他者に伝えたりしながら（思考力、判断力、表現力等）、きまりを守り、安全に楽しく運動したり、健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科 道徳

ア 道徳的心情を養うとともに経験の拡充を図り、日常生活の中で道徳的判断や行動ができるように指導を行う。

イ 各教科、外国語活動、特別活動、自立活動及び各教科等を合わせた指導との関連を密にしながら、体験的な活動の中で道徳的心情を養う。

ウ 1 学年及び2 学年においては教科別の指導を年間5 時間、3 学年及び4 学年においては年間2 0 時間、5 学年及び6 学年においては年間2 2 時間計画し、児童の発達の段階に応じて教科別の指導の時間を増やすことで、道徳科の四つの視点に含まれる内容項目について計画的かつ適切に指導を行う。

(3) 特別活動

ア 学級活動

- ・ 学級活動の時間を設定し、日常生活の指導等との関連において、児童の実態に応じた指導を行う。特に、折り合いを付けて集団としての意見をまとめることの大切さを理解したり、合意形成を図っていくための手順や方法を身に付けたりすることができるよう指導を行う。
- ・ キャリア発達を促すため、集団活動における自分の役割を果たすために必要なことを理解し、責任をもって主体的に行動することができるよう指導を行う。
- ・ 地域の小学校（大笹生小学校）や、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、組織的に設け、社会性を養う。大笹生小学校との交流及び共同学習は、3、4、5 学年を対象とし、実施する。

イ 児童会活動

- ・ 児童会活動は特設しないが、学年や学級、学部および学校全体での合同の活動を工夫し、集団活動を通して、その一員としての自覚やよりよい生活を築こうとする主体的・実践的な態度を育てる。

ウ クラブ活動

- ・ 4 学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童が興味・関心を基に自主的・自発的に取り組みやすい活動内容が展開できるようにする。（年間2 0 時間計画し、年間総授業時数には含まない。）

エ 学校行事

- ・ 各教科、自立活動及び各教科等を合わせた指導との関連を図りながら、計画的に指導を行う。
- ・ 生活単元学習等との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して望ましい人間関係を作りながら集団への所属感を高める。また、児童の障がいの実態や程度を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

ア 個々の児童が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

イ 個々の児童の障がいの状態や特性及び発達の段階等を的確に把握して課題を明確にするとともに、長期的及び短期的な観点から指導目標及び指導内容を設定し段階的に指導する。

ウ 自立活動の時間における指導を要とし、各教科等における指導と密接な関係を保ちながら、計画的、組織的に指導が行われるようにする。

エ 自立活動の指導の成果が生かされるように、個別的教育支援計画を活用して関係機関との連携を図るものとする。

(5) 外国語活動（5・6学年）

外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の違いに気付いたり（知識及び技能）、簡単なあいさつや自分の気持ちを伝えたりしながら（思考力、判断力、表現力等）、積極的に外国語やジェスチャーを用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う（学びに向かう力、人間性等）。

1学期、2、3学期にそれぞれ6時間ずつ実施する。

(6) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 児童の障がいの状態や特性、心身の発達の段階等を考慮した具体的な指導内容を設定することで、効果的に各教科等の資質・能力を育成する。
- ・ 日常生活の充実を図るため、生活科の内容だけでなく各教科等にかかわる基本的生活習慣や集団生活に必要な内容を生活の流れに沿って指導する。
- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じ、生活環境を整え、個に応じた配慮をしながら身辺処理能力を高め、自立的な行動がとれるような指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・ 児童の障がいの状態や特性、心身の発達の段階等を考慮し、指導計画において各教科等の育成を目指す資質・能力を明確にし、効果的な指導を行う。
- ・ 児童が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するようにする。
- ・ 実際の生活に基づく学習内容を設定し、活動内容や方法を工夫することで、身に付けた力を生活に生かすことができるようにする。
- ・ 児童の興味や関心を考慮した体験的な活動の中で、一人一人の児童が力を発揮し、目標や見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 1学年においては、遊びの内容で構成した単元を取り入れながら指導を行うことで、幼児期における遊びを通した総合的な学びとの関連を図りつつ、興味や関心を広げ、仲間との関わりを促すことができるようにする。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針（重複障がい学級A）

(1) 各教科

学校教育法施行規則第126条第2項を踏まえ、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育を取り扱う。ただし、国語、算数については、一部を合わせて指導を行う。また、生活、音楽、体育、図画工作については、1学年は全部を合わせ、2学年以上は一部又は全部を合わせて指導を行うこととする。2学年以上は音楽、体育について教科別の時間を設定するとともに、一部を合わせて指導を行う。

系統的な指導を展開するため、国語、算数、音楽、体育の教科別の指導を設定し、自立活動や各教科等を合わせた指導の形態と関連付け、生活に役立てられるように指導を行う。また、児童の実態や発達の段階を考慮し個別的な指導も取り入れて指導を行う。

・ 生活

具体的な活動や体験を通して、生活に必要な習慣や技能を身に付け（知識及び技能）、自分自身や身の回りの生活のことや身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて関心をもち、感じたことを表現し（思考力、判断力、表現力等）、自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に働きかけ、学んだことを生活に生かそうとしたりする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 国語

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、言葉が表す事柄を想起したり、人との関わりの中で用いたりして（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 算数

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き（知識及び技能）、具体的な操作を用いて事象を表し（思考力、判断力、表現力等）、数学的活動の楽しさに気付き、興味・関心をもち、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 音楽

児童の興味・関心を考慮しながら、音や音楽の特徴に気付き、それらに合わせた身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりにつながる技能を身に付け（知識及び技能）、音楽的な表現を楽しんだり、音や音楽に関心や興味をもって聴いたりしながら（思考力、判断力、表現力等）、教師と一緒に音楽活動に親しむ態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 図画工作

児童の興味・関心を考慮しながら、手や体全体で素材に触れたり、形や色に気付き材料や用具を使ったりしてつくり（知識及び技能）、表したいことや表し方を思いついたり、作品などの面白さや楽しさを感じ取ったり（思考力、判断力、表現力等）、つくりだす喜びを味わう態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 体育

遊びや運動遊びを通して体の動かし方や身近な生活における健康について知るとともに（知識及び技能）、感じたことや気付いたことを表情や身振り、言葉などで表現し（思考力、判断力、表現力等）、きまりを守り、安全に楽しく運動しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科 道徳

ア 道徳的心情を養うとともに経験の拡充を図り、日常生活の中で道徳的判断や行動ができるように具体的な場面で適宜、指導を行う。

イ 各教科、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で道徳的心情を養う。

(3) 特別活動

ア 学級活動

- ・ 学級活動の時間を設定し、日常生活の指導等との関連において、児童の実態に応じた指導を行う。
- ・ キャリア発達を促すため、集団活動における自分の役割を果たすことを目指し、主体的に行動することができるよう指導を行う。
- ・ 地域の小学校（大笹生小学校）や、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、組織的に設け、社会性を養う。大笹生小学校との交流及び共同学習は、3、4、5学年を対象とし、実施する。

イ 児童会活動

- ・ 児童会活動は特設しないが、経験を広め、豊かな人間関係を育てるため、学年や学級合同、学部全体での集団活動を充実させる。

ウ クラブ活動

- ・ 4学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童の実態を考慮した内容や集団の構成を行い、興味・関心を基に自主的な活動を促す。（年間20時間計画し、年間総授業時数には含めない。）

エ 学校行事

- ・ 各教科、自立活動及び各教科等を合わせた指導との関連を図りながら、計画的に指導を行う。
- ・ 生活単元学習等との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して集団への所属感を高める。また、児童の障がいの状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

ア 個々の児童が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

イ 個々の児童の障がいの状態や特性及び発達の段階等を的確に把握して課題を明確にするとともに、長期的及び短期的な観点から指導目標及び指導内容を設定し段階的に指導する。

- ウ 自立活動の時間における指導を要とし、各教科等における指導と密接な関係を保ちながら、計画的、組織的に指導が行われるようにする。
- エ 障がいの状態に応じ、自ら取り組もうとする意欲を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。
- オ 自立活動の指導の成果が生かされるように、個別的教育支援計画を活用して関係機関との連携を図るものとする。

(5) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 児童の障がいの状態や特性、心身の発達の段階等を考慮した具体的な指導内容を設定することで、効果的に各教科等の資質・能力を育成する。
- ・ 日常生活の充実を図るため、基本的生活習慣や集団生活に必要な内容を生活の流れに沿って指導を行う。
- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じた身辺処理能力を高め、一人で行える動作を増やすようにしていく。
- ・ 日常生活の充実が図られるよう、児童一人一人の課題を明確にし、学習形態を工夫しながら継続的・段階的に個に応じた指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・ 児童の障がいの状態や特性、心身の発達の段階等を考慮し、指導計画において各教科等の育成を目指す資質・能力を明確にし、効果的な指導を行う。
- ・ 児童が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するようにする。
- ・ 実際の生活に基づく学習内容を設定し、活動内容や方法を工夫することで、身に付けた力を生活に生かすことができるようにする。
- ・ 児童の興味や関心を考慮した体験的な活動の中で、一人一人の児童が力を発揮し、見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 児童の興味や関心を考慮した遊びの中で、主体的に活動に取り組む姿を引き出し、仲間との関わりを促すことができるようにする。
- ・ 1学年においては、遊びの内容で構成した単元を取り入れながら指導を行うことで、幼児期における遊びを通した総合的な学びとの関連を図りつつ、興味や関心を広げ、仲間との関わりを促すことができるようにする。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針（重複障がい学級B）

(1) 各教科

学校教育法施行規則第126条第2項を踏まえ、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育を取り扱う。ただし、国語、算数については、一部を合わせて指導を行う。また、生活、音楽、図画工作、体育については、1学年は全部を合わせ、2学年以上は一部または全部を合わせて指導を行うこととする。2学年以上は音楽、体育について教科別の時間を設定するとともに、一部を合わせて指導を行う。

系統的な指導を展開するため、国語、算数、音楽、体育の教科別の指導を設定し、自立活動や各教科等を合わせた指導の形態と関連付け、生活に役立てられるように指導を行う。また、児童の実態や発達の段階を考慮し個別的な指導も取り入れて指導を行う。

・ 生活

具体的な活動や体験を通して、生活に必要な習慣や技能を身に付け（知識及び技能）、自分自身や身の回りの生活のことや身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて関心をもち、感じたことを表現し（思考力、判断力、表現力等）、自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に働きかけ、学んだことを生活に生かそうとしたりする態度を育てる（学びに向かう力、人間性

等)。

- ・ 国語

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、言葉が表す事柄を想起したり、人との関わりの中で用いたりして（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 算数

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き（知識及び技能）、具体的な操作を用いて事象を表し、（思考力、判断力、表現力等）、数学的活動の楽しさに気付き、興味・関心をもち、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 音楽

児童の興味・関心を考慮しながら、音や音楽の特徴に気付き、それらに合わせた身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりにつながる技能を身に付け（知識及び技能）、音楽的な表現を楽しんだり、音や音楽に関心や興味をもって聴いたりしながら（思考力、判断力、表現力等）、教師と一緒に音楽活動に親しむ態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 図画工作

児童の興味・関心を考慮しながら、手や体全体で素材に触れたり、形や色に気付き材料や用具を使ったりしてつくり（知識及び技能）、表したいことや表し方を思いついたり、作品などの面白さや楽しさを感じ取ったり（思考力、判断力、表現力等）、つくりだす喜びを味わう態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 体育

遊びや運動遊びを通して自分の体の動きに気付き動かし方や身近な生活における健康について知るとともに（知識及び技能）、感じたことや気付いたことを表情や身振り、言葉などで表現し（思考力、判断力、表現力等）、きまりを守り、安全に楽しく運動しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科 道徳

ア 道徳的心情を養うとともに経験の拡充を図り、日常生活の中で道徳的判断や行動ができるように具体的な場面で適宜、指導を行う。

イ 各教科、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で道徳的心情を養う。

(3) 特別活動

ア 学級活動

- ・ 学級活動の時間を設定し、日常生活の指導等との関連において、児童の実態に応じた指導を行う。
- ・ キャリア発達を促すため、集団活動における自分の役割を果たすことを目指し、主体的に行動することができるよう指導を行う。
- ・ 地域の小学校（大笹生小学校）や、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、組織的に設け、社会性を養う。大笹生小学校との交流及び共同学習は、3、4、5学年を対象とし、実施する。

イ 児童会活動

- ・ 児童会活動は特設しないが、経験を広め、豊かな人間関係を育てるため、学年や学級合同、学部全体での集団活動を充実させる。

ウ クラブ活動

- ・ 4学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童の実態を考慮した内容や集団の構成を行い、興味・関心を基に自主的な活動を促す。（年間20時間計画し、年間総授業時数には含めない。）

エ 学校行事

- ・ 各教科、自立活動及び各教科等を合わせた指導との関連を図りながら、計画的に指導を行う。
- ・ 生活単元学習等との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して集団への所属感を

高める。また、児童の障がいの状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

- ア 個々の児童が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。
- イ 個々の児童の障がいの状態や特性及び発達の段階等を的確に把握して課題を明確にするとともに、長期的及び短期的な観点から指導目標及び指導内容を設定し段階的に指導する。
- ウ 自立活動の時間における指導を要とし、各教科等における指導と密接な関係を保ちながら、計画的、組織的に指導が行われるようにする。
- エ 障がいの状態に応じ、自ら取り組もうとする意欲を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、水治訓練室での活動等を継続的・段階的に行うことにより、心身のリラクゼーション及び身体的機能の向上を図る。
- オ 障がいの状態により、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け、適切な指導ができるようにする。
- カ 自立活動の指導の成果が生かされるように、個別的教育支援計画を活用して関係機関との連携を図るものとする。

(5) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 児童の障がいの状態や特性、心身の発達の段階等を考慮した具体的な指導内容を設定することで、効果的に各教科等の資質・能力を育成する。
- ・ 日常生活の充実を図るため、基本的生活習慣や集団生活に必要な内容を生活の流れに沿って指導を行う。
- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じた身辺処理能力を高め、できる動作を増やすようにしていく。
- ・ 日常生活の充実が図られるよう、児童一人一人の課題を明確にし、学習形態を工夫しながら、継続的・段階的に個に応じた指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・ 児童の障がいの状態や特性、心身の発達の段階等を考慮し、指導計画において各教科等の育成を目指す資質・能力を明確にし、効果的な指導を行う。
- ・ 児童が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際・総合的に学習するようにする。
- ・ 実際の生活に基づく学習内容を設定し、活動内容や方法を工夫することで、身に付けた力を生活に生かすことができるようにする。
- ・ 児童の興味や関心を考慮した体験的な活動の中で、自己の身体的機能を生かしながら、一人一人の児童が力を発揮し、見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 児童の興味や関心を考慮した遊びの中で、自己の身体的機能に応じながら主体的に活動に取り組む姿を引き出し、仲間との関わりを促すことができるようにする。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針（重複障がい学級C）

(1) 各教科

学校教育法施行規則第126条第2項を踏まえ、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育を取り扱う。ただし、1学年は全部を合わせ、2学年以上は生活、国語、算数、図画工作については、全部を合わせて指導を行い、音楽については教科別の時間を設定するとともに、一部を合わせて指導を行う。また、体育の一部に替えて自立活動の指導を行う。

児童の実態や発達の状況に応じた学習を総合的に展開するため、各教科等を合わせた指導の形態を組織し、個別的な指導も取り入れて指導を行う。

・ 生活

活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴に関心をもち、身の回り

の生活において必要な基本的な習慣や技能を身に付け（知識及び技能）、自分自身や自分との関わりにおいて感じたことを表そうとし（思考力、判断力、表現力等）、教師とともに自分のことに取り組もうとしたり、生活に生かそうとしたりする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 国語

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な身近な言葉に気付くとともに（知識及び技能）、言葉が表す事柄を想起したり、人との関わりの中で用いたりして（思考力、判断力、表現力等）、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 算数

児童の興味・関心を考慮しながら、身の回りにある事物を対象として捉えて数量や図形などについての基礎的基本的な概念や性質に気付く（知識及び技能）、具体的な操作を用いて体験を重ね（思考力、判断力、表現力等）、数学的活動の楽しさに気付く、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 音楽

音や音楽に注意を向けて気付くとともに、音楽遊びなどの活動を通して、声や身体で表現し（知識及び技能）、音楽的な表現を楽しむことや、音や音楽に気付くしながら関心や興味をもって聴き（思考力、判断力、表現力等）、教師と一緒に音楽活動をする楽しさを感じて生活を楽しいものにしようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 図画工作

身近にある絵の具、粘土、紙などの材料に手や体全体を使って触れることで、素材の特徴や色などに気付く（知識及び技能）、感覚を働かせて表したり、自分や友達の作品を見たり（思考力、判断力、表現力等）、教師とともに活動する中で、つくりだすことの楽しさを味わう態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 体育

遊びを通して自分の体の動きに気付く動き方や身近な生活における健康について知るとともに（知識及び技能）、体を動かすことの楽しさや心地よさを表情や身振り、発声などで表現し（思考力、判断力、表現力等）、簡単な合図や指示に応じて、楽しく運動しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科 道徳

ア 基本的生活習慣の確立を図り、体験的な活動を通して経験を広げたり、豊かな心で生活したりできるように指導を行う。

イ 特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で道徳的心情を養う。

(3) 特別活動

ア 学級活動

- ・ 学級活動の時間を設定し、日常生活の指導等との関連において、児童の実態に応じた指導を行う。
- ・ キャリア発達を促すため、興味・関心を広げ集団活動への意識を高めつつ、主体的に外界に働きかけることができるよう指導を行う。
- ・ 地域の小学校（大笹生小学校）や、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、組織的に設け、社会性を養う。大笹生小学校との交流及び共同学習は、3、4、5学年を対象とし、実施する。

イ 児童会活動

- ・ 児童会活動は特設しないが、経験を広め、豊かな人間関係を育てるため、学年や学級合同、学部全体での集団活動を充実させる。

ウ クラブ活動

- ・ 4学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童の実態を考慮した内容や集団の構成を行い、興味・関心を基に自主的な活動を促す。（年間20時間計画し、年間総授業時数には含めない。）

エ 学校行事

- ・ 各教科、自立活動及び各教科等を合わせた指導との関連を図りながら、計画的に指導を行う。

- ・ 自立活動、生活単元学習との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して望ましい人間関係を作りながら集団への所属感を高める。また、児童の障がいの状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する

(4) 自立活動

- ア 個々の児童が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。
- イ 個々の児童の障がいの状態や特性及び発達の段階等を的確に把握して課題を明確にするとともに、長期的及び短期的な観点から指導目標及び指導内容を設定し段階的に指導する。
- ウ 自立活動の時間における指導を要とし、各教科等における指導と密接な関係を保ちながら、計画的、組織的に指導が行われるようにする。
- エ 障がいの状態に応じ、外界への自発的行動を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、水治訓練室での活動等を継続的・段階的に行うことにより、心身のリラクゼーション及び身体的機能の向上を図る。
- オ 摂食機能の発達を促すための指導方法や内容を工夫し、関わりを基礎を培いながら継続的に指導を行うことにより、摂食機能の向上を図る。
- カ 障がいの状態により、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け、適切な指導ができるようにする。
- キ 自立活動の指導の成果が生かされるように、個別の教育支援計画を活用して関係機関との連携を図るものとする。

(5) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 児童の障がいの状態や特性、心身の発達の段階等を考慮した具体的な指導内容を設定することで、効果的に各教科等の資質・能力を育成する。
- ・ 日常生活の充実を図るため、基本的生活習慣や集団生活に必要な内容を働きかけに応じて行えるよう指導する。
- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じた身辺処理能力を高め、できる動作を増やすようにしていく。
- ・ 日常生活の充実が図られるように、児童一人一人の課題を明確にし、学習形態を工夫しながら、継続的・段階的に個に応じた指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・ 児童の障がいの状態や特性、心身の発達の段階等を考慮し、指導計画において各教科等の育成を目指す資質・能力を明確にし、効果的な指導を行う。
- ・ 児童が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するようにする。
- ・ 実際の生活に基づく学習内容を設定し、活動内容や方法を工夫することで、身に付けた力を生活に生かすことができるようにする。
- ・ 児童の興味や関心や障がいの状態を考慮した体験的な活動の中で、自己の身体機能を生かしながら一人一人の児童が力を発揮し、見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 児童の興味や関心を考慮した遊びの中で、探索活動及び身体活動を引き出し、外界の事物・事象に主体的に働きかけることができるようにする。

○ 訪問学級における教育課程実施上の方針（訪問学級A）

(1) 各教科

学校教育法施行規則第126条第2項を踏まえ、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育を取り扱う。ただし、生活、音楽、図画工作、体育に替えて自立活動の指導を行う。

児童の障がいの状態等に即した適切な指導を行うために、児童の障がいの状態や発達の段階に応じ、

弾力的な対応ができるようにする。各教科あるいは、自立活動との関連を図りながら、総合的に学習を行い、効果的に指導する。

- ・ 国語

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な身近な言葉を身に付けるとともに（知識及び技能）、言葉が表す事柄を想起したり、人との関わりの中で用いたりして（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 算数

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き（知識及び技能）、具体的な操作を用いて事象を表現し（思考力、判断力、表現力等）、数学的活動の楽しさに気付き、興味・関心をもち、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科 道徳

ア 基本的生活習慣の確立を図り、体験的な活動を通して経験を広げたり、豊かな心で生活したりできるように指導を行う。

イ 各教科、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、道徳科及び教育活動全体を通して道徳的心情を養う。

(3) 特別活動

集団の雰囲気味わうことで、人との関わりを広げることができるようにする。また、学校行事については、児童の健康状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

ア 個々の児童が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

イ 個々の児童の障がいの状態や特性及び発達の段階等を的確に把握して課題を明確にするとともに、長期的及び短期的な観点から指導目標及び指導内容を設定し段階的に指導する。

ウ 自立活動の時間における指導を要とし、各教科等における指導と密接な関係を保ちながら、計画的、組織的に指導が行われるようにする。

エ 障がいの状態に応じ、外界への自発的行動を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、姿勢保持や身体の運動、動作の改善及び習得について個別的な指導の充実を図る。

オ 障がいの状態により、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け、適切な指導ができるようにする。

カ 自立活動の指導の成果が生かされるように、個別の教育支援計画を活用して関係機関との連携を図るものとする。

(5) 年間授業時数

家庭訪問教育の授業は、年間35週以上にわたり計画し、週当たり3回、1回120分程度、年間280時間を基準として、対象児童の実態に応じて適切に計画する。登校して学習が可能な児童に対しては、週1回程度のスクーリングを実施する。なお、児童一人一人の健康状態や実態に応じて弾力的に行う。

○ 訪問学級における教育課程実施上の方針（訪問学級B）

(1) 特別の教科 道徳

ア 本人の快・不快を推測しながら指導を行うことで、教師への信頼感を育むことができるようにする。

イ 特別活動、自立活動との関連を密にしながら、道徳科及び教育活動全体を通して道徳的心情を養う。

(2) 特別活動

集団の雰囲気味わうことで、人との関わりを広げることができるようにする。また、学校行事については、児童の健康状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(3) 自立活動

ア 個々の児童が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために

必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

イ 全人的な発達を促すために必要な基本的指導内容を、児童一人一人の実態に応じ、指導目標及び具体的な内容を設定し、段階的、系統的に指導を展開する。

ウ 障がいの状態に応じ、外界への自発的行動を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、姿勢保持や身体の運動、動作の改善及び習得について個別的な指導の充実を図る。

エ 障がいの状態により、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け、適切な指導ができるようにする。

オ 自立活動の指導の成果が生かされるように、個別の教育支援計画を活用して関係機関との連携を図るものとする。

(4) 年間授業時数

家庭訪問教育の授業は、年間35週以上にわたり計画し、週当たり3回、1回120分程度、年間280時間を基準として、対象児童の実態に応じて適切に計画する。登校して学習が可能な児童に対しては、週1回程度のスクーリングを実施する。なお、児童一人一人の健康状態や実態に応じて弾力的に行う。